

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年12月28日（平成27年（行情）諮問第772号）

答申日：平成28年8月8日（平成28年度（行情）答申第261号）

事件名：更生緊急保護について規定している法令，通達等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「更生緊急保護について規定している法令，通達，事務連絡その他更生緊急保護の手續及び内容が網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書として取り扱われるべき一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し，別紙に掲げる文書1及び2を開示し，文書3及び4につき開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年7月6日付け法務省保総第248号により行った開示決定及び同日付け法務省秘公第14号により行った不開示決定（以下，それぞれ「原処分①」，「原処分②」といい，併せて「原処分」という。）について，取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は，異議申立書によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分②の記1(1)に係る通達は，「更生緊急保護の手續及び内容が網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令13条2項2号の規定により」，原処分①に係る訓令・通達と共に「1件の行政文書として取り扱われるべき」行政文書である。
- (2) 原処分②の記1(2)に係る法令にあっては，同記2に記載された理由からは，原処分①に係る訓令・通達と法施行令13条2項2号の規定により，1件の行政文書として取り扱われるべき関係にはないとの前提に立った上で，開示請求手数料の未納により不開示としたもののようであるが，更生緊急保護について規定している法令と，その細目，細則等を定めた訓令・通達等は，「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」である。

- (3) なお、処分庁は、平成27年4月9日付け、同月27日付け及び同年5月29日付けの各書面において、「法令（法律、政令及び省令）については、行政文書として保有しておらず、情報公開法に基づく開示請求によりその情報を入手することはできない」としているが、公文書等の管理に関する法律によれば、法律及び政省令のそれぞれについて、その制定又は改廃に関する文書の保存が義務付けられている筈である。また、仮に該当する法令が法務省のウェブページに掲載されているとすれば、法2条2項本文所定の「電磁的記録」に該当し、開示請求の対象となる。
- (4) 以上より、本件開示請求の対象である文書を不開示とした原処分②はもとより、これらの文書を対象に含めなかった原処分①についても取り消し、改めて開示決定等すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件開示・不開示決定の経緯

本件開示請求は、異議申立人が、平成27年3月26日付けの行政文書開示請求書により、請求する行政文書の名称等を「更生緊急保護について規定している法令、通達、事務連絡その他更生緊急保護の手續及び内容が網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書として取り扱われるべき一切の文書」として行われたものである。

これに対し、処分庁は、同年4月9日付けの求補正書により、請求の趣旨に該当する行政文書として、以下の①から③の3件を提示した上で、法令については、行政文書として保有していないことから、開示請求によりその情報を入手することはできない旨通知するとともに、請求件数3件、開示請求手数料は900円であるところ、600円分の開示請求手数料が不足していたことから、不足分の納付について依頼した。なお、同月27日にも同様の内容の求補正書を異議申立人宛て送付しているが、同月22日付け、異議申立人からの回答の受理と入れ違いになったものである。

- ① 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年4月23日付け法務省保観訓第261号大臣訓令）（文書1）
- ② 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長・保護局長依命通達）（文書2）
- ③ 更生緊急保護に関する取扱いについて（平成20年5月29日付け

法務省保観第443号刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達)
(文書3)

これに対し、異議申立人から、平成27年4月22日付けで、「請求の趣旨に該当する行政文書」として3件の行政文書を掲記し、「請求件数は3件、開示請求手数料は900円とな(る)」として600円分の追納を求めているが、貴職が自ら「法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書として取り扱われるべき一切の文書」に該当するとしておきながら、これを別個に算定するのは背理であること、また掲記の3文書中、①及び②についてみれば、その密接的関連性は題名からして一見明白であって、これを別個に算定するのは全く理解に苦しむものであること、の2点から、貴職の開示請求手数料の算定は失当であり、従って追納の必要はないものとする。」「行政文書として保有しておらず、情報公開法に基づく開示請求によりその情報を入手することはできない」と明言しているが、他の行政機関に対する開示請求の事蹟に照らして、にわかに了解しがたい説明である。なおそのように言われるのであれば、文書不存在等により不開示決定されたい。」との回答を得た。

これに対し、処分庁は、同年5月29日付けの求補正書により、文書1及び2の行政文書については、相互に密接な関連を有する複数の行政文書に該当し、1件となる旨訂正するとともに、開示請求手数料は600円となる旨通知した。また、「更生緊急保護について規定している法令」については、開示請求の対象とはならない旨改めて通知するとともに、同年6月12日までに、請求を維持するか取り下げるかについて回答するよう求めた。

しかし、異議申立人から回答期限までに回答が得られなかったため、印紙を文書1及び2の行政文書の開示請求に充当し、それ以外の請求については、形式上の不備(手数料未納)による不開示決定を行ったものである。

(2) 異議申立人の主張

異議申立書の記載によると、異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 文書3は、更生緊急保護の手續及び内容が網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令13条2項2号の規定により、文書2及び3とともに1件の行政文書として取り扱われるべきである。

イ 更生緊急保護について規定している法令についても、その細目、細則等を定めた訓令・通達等と相互に密接な関連を有する複数の行政文書である。

ウ 処分庁は、平成27年4月9日、同月27日、同年5月29日付け

求補正書により、「法令（法律，政令及び省令）については，行政文書として保有しておらず，情報公開法に基づく開示請求によりその情報を入手することはできない」としているが，公文書等の管理に関する法律によれば，法律及び政省令のそれぞれについて，その制定又は改廃に関する文書の保存が義務付けられているはずであり，該当する法令が法務省のウェブページに掲載されている場合は，電磁的記録に該当し，開示請求の対象となる。

よって，開示請求の対象である文書を不開示とした本件不開示決定及びこれらの文書を対象に含めなかった本件開示決定について，いずれも取消しを求める趣旨の異議申立てを行ったものである。

（３）本件開示決定及び不開示決定の妥当性

ア 法令について

本件において，開示請求書に記載された「更生緊急保護について規定している法令」について，処分庁においては，「更生保護法（平成19年法律第88号。以下同じ。）」及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号。以下同じ。）」が該当すると考えたものの，当該開示請求書に記載された内容から，その請求の趣旨は，法令の制定又は改廃に関する決裁文書等の行政文書を求めているものではなく，制定後に改正が行われている場合等には，当該改正の内容を溶け込ませた全文が記載されたものの開示請求と解したものである。

一般に，このような一部改正等の内容を溶け込ませた改正後の全文については，不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などに掲載され，容易に入手することが可能であり，このような法令集等は，法2条2項の行政文書には該当せず，また，このような一部改正等の内容を溶け込ませた改正後の全文は必ずしも行政文書として作成しておらず，上記「更生保護法」及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」についても，いずれも制定後に一部改正が行われているものの，その内容を溶け込ませた全文は作成されていないことから，開示請求の対象となる行政文書は保有していないと回答したものである。

なお，異議申立人は，「仮に該当する法令が法務省のウェブページに掲載されているとすれば，法2条2項本文所定の「電磁的記録」に該当し，開示請求の対象となる」旨の主張をしているが，法務省ホームページにおける当省が所管する法律・政令・省令の掲載方法は，「電子政府の総合窓口e-Gov」法令データ提供システムへ

のリンクによるものであるため、当該法令データの電磁的記録についても当省において保有していない。

イ 相互に密接な関連を有する行政文書について

異議申立人は、文書3については、文書1及び2とともに「「1件の行政文書として取り扱われるべき」行政文書である」旨主張しているが、文書1から3は、いずれも異なる行政文書ファイルに編綴されている上、文書3は、更生保護法86条2項及び3項に定める更生緊急保護に関する取扱いについて特に定めたものであり、更生保護法、売春防止法（昭和31年法律第118号。以下同じ。）、更生保護法施行令（平成20年政令第145号。以下同じ。）及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」の諸規定に基づいて行われる社会内における処遇に関する事務全体の取扱手続を定めている文書1及びこれを補足し、当該事務の適正な運用を図るために必要な事項を定めている文書2とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令13条2項2号に規定する「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当するとは言えない。

また、異議申立人は、「「更生緊急保護について規定している法令」についても、その細目、細則等を定めた訓令、通達等と相互に密接な関連を有する複数の行政文書である」旨主張しているが、法令については、上記1（1）に記載したとおり保有していないものの、仮にこれを保有していたとしても、法令等は、それらに基づいて行われる事務等について各行政機関が定めた訓令や通達等と、必ずしも相互に密接な関連を有する複数の行政文書に該当するものではない。

したがって、本件開示請求については、その請求件数を3件（文書1及び2で1件、文書3で1件、保有していない法令等の行政文書で1件）と判断し、求補正書の回答期限までに納付がなされている1件分の開示請求手数料について、文書1及び2に充当して開示決定を行うとともに、それ以外の行政文書については、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、開示請求手数料の納付がなされなかったことから、形式上の不備により不開示決定を行ったもので、妥当と認められる。

（4）結論

上記の経緯等から、本件開示請求について、開示請求手数料の納付がなされた1件分について開示とした処分庁の決定及び形式上の不備を理由として不開示とした決定は、妥当なものと認められ、本件異議申立てには理由がないことから、行政不服審査法47条2項の規定によ

り、本件異議申立てを棄却することが相当である。

2 補充理由説明書

(1) 本件開示決定に係る対象文書の相互密接関連性

平成27年7月6日付け法務省保総第248号行政文書開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）1（1）掲記の行政文書「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年4月23日付け法務省保観訓第261号大臣訓令）」（文書1）は、更生保護法，売春防止法，更生保護法施行令及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」に基づいて行われる社会内における処遇に関する事務（保護観察，生活環境の調整，仮釈放等の事務）全体の取扱手続を定めているものである。

また、開示決定通知書1（2）掲記の行政文書「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長・保護局長依命通達）」（文書2）は、文書1が定める事務の適正な運用を図るために、文書1を補足すべき必要事項を定めたものである。

具体的にこれらの事務に関与するのは、地方更生保護委員会及び保護観察所（以下「更生保護官署」という。）並びに刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院（以下「矯正施設」という。）であるため、文書1及び2は、いずれも更生保護官署及び矯正施設の長宛てに発出されている（文書2については、矯正施設の運営の管理を所掌している矯正管区長も発出先に含む。以下同じ。）。

さらに、文書1及び2は、いずれも、開示請求時点において、保護局観察課標準文書保存期間基準に基づき、「（大分類）観察－（中分類）保護観察－（名称（小分類））省令（運用に係る告示・訓令・通達を含む）（平成27年度）」という行政文書ファイル名の一の行政文書ファイル（保存期間30年）として保管されている。（注）

以上のとおり、文書1及び2は、相互に密接な関連がある。

なお、上記1（3）イにおいて、文書1及び2について、異なる行政文書ファイルに編綴されていると説明していたところであるが、上記のとおり、両文書は一の行政文書ファイルにまとめられた相互に密接な関連を有する複数の行政文書であるため、理由説明書の説明を撤回し、訂正したい。

(注) 法務省における行政文書の管理について定めた法務省行政文書管理規則（平成23年4月1日法務省秘文訓第308号大臣訓令）2条（4）には、「行政文書ファイル等」とは、法務省における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、

相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。」と定められている。

(2) 本件開示決定に係る対象文書と本件不開示決定に係る対象文書の相互密接関連性

平成27年7月6日付け法務省秘公第14号行政文書不開示決定通知書1(1)掲記の行政文書「更生緊急保護に関する取扱いについて（平成20年5月29日付け法務省保観第443号刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達）」（文書3）は、もっぱら更生保護法86条2項及び3項に定める更生緊急保護に関する事務の取扱いについて定めたものである。

更生緊急保護は、更生保護法85条1項各号に掲げる者（懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者等）が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後に申出をし、緊急に保護する必要性が認められた場合に実施するものであるが、その対象者には訴追を必要としないため公訴を提起しない処分（不起訴処分）を受けた者も含まれるため、文書3の発出先は、文書1及び2と異なり、更生保護官署及び矯正施設の長のみならず、不起訴処分に関わる事務を所掌する検察庁（検事総長、検事長及び検事正。以下、併せて「検察庁」という。）宛てにも発出されている。

また、文書3において、懲役等の刑の執行を終わった者等の身柄を釈放するときに行う教示は、文書1に定める様式を用いるのに対し、不起訴処分の場合に身柄を釈放するときに行う検察官による教示は、事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号。以下「事件事務規定」という。）に定める様式を用いることとされているなど、文書3は文書1を補足する内容とはなっていない。

さらに、文書3は、行政文書分類基準表に基づき、「（大分類）保護－（中分類）観察（観察）－（小分類）その他－平成20年度更生保護法関連訓令・通達・通知原義」という行政文書ファイル（保存期間10年）として保管されており、文書1及び2とは行政文書ファイルと保存期間のいずれにおいても異なる。

以上のことから、文書1及び2と文書3は、相互に密接に関連するものではない。

(3) 結論

上記事情から、原処分は妥当なものと考えられ、本件異議申立てには理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則3条の規定により適用される同法による全部改正前の行政不服審査

法（昭和37年法律第160号）47条2項の規定により、本件異議申立てを棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月15日 審議
- ④ 同年5月24日 委員の交代による所要の手續の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月1日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月19日 審議
- ⑦ 同年8月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「更生緊急保護について規定している法令、通達、事務連絡その他更生緊急保護の手續及び内容が網羅的かつ完結的に把握できる点において法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書として取り扱われるべき一切の文書」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書として、別紙に掲げる文書1ないし4を特定した上、①そのうち文書1及び2については、1件の行政文書として取り扱ってこれを全部開示する決定（原処分①）を行うとともに、②文書3及び4につき、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるとして不開示とする決定（原処分②）を行った。

これに対し、異議申立人は、1件分の開示請求手数料を納付した上で、文書1ないし4は、法施行令13条2項2号により「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」であるから、1件の行政文書として取り扱われるべきものである（したがって、開示請求手数料は300円である）などとして、文書3及び4につき、上記の形式上の不備により不開示とした原処分②のみならず、文書1及び2につき、文書3及び4と併せて1件の行政文書として取り扱わないでなされた原処分①についても、取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

2 本件開示請求に係る求補正の経緯等について

諮問庁の説明及び諮問書に添付された資料によると、本件開示請求に係る求補正や原処分に至る経緯等については、以下のとおりである。

- (1) 異議申立人は、平成27年3月26日付け行政文書開示請求書をもって、処分庁に対し、「更生緊急保護について規定している法令、通達、事務連絡その他更生緊急保護の手續及び内容が網羅的かつ完結的に把握

できる点において法施行令13条2項2号の規定により1件の行政文書として取り扱われるべき一切の文書」の開示を求め、1件分の開示請求手数料として300円を納付した。

- (2) 法務省大臣官房秘書課情報公開係は、平成27年4月9日付け「行政文書開示請求書について」をもって、異議申立人に対し、開示請求の対象となる文書として文書1ないし4を特定し、そのうち文書1ないし3を保有している旨、また、開示請求の対象となる文書のうち文書4に関しては、法令については行政文書として保有してはならず、法に基づく開示請求はできないものの、「電子政府の総合窓口e-Gov「法令検索」」に掲載されていて、検索をすることで閲覧等が可能であるほか、その内容は官報にも掲載されている旨情報提供した上、文書1ないし3に係る開示請求の手数料は900円（3件分）であるとして、不足分600円を追納するよう求めた（なお、上記情報公開係は、同年4月27日にも、上記の「行政文書開示請求書について」と同内容の文書を異議申立人に送付している。）。
- (3) 異議申立人は、平成27年4月22日付け回答書をもって、文書1ないし3は、法施行令13条2項2号により1件の行政文書として取り扱われるべきであり、とりわけ、文書1及び2の密接的関連性は題名から一見明白であり、また、文書4の取扱いについては、他の行政機関に対する開示請求の事績に照らして了解できないなどとして、開示請求手数料の追納の必要はない旨回答した。
- (4) 上記情報公開係は、平成27年5月29日付け「行政文書開示請求書について」をもって、異議申立人に対し、①開示請求件数につき再検討したところ、文書1及び2は、法施行令13条2項2号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当するので、1件の行政文書として取り扱う旨、②「更生緊急保護について規定している法令」（文書4）については、更生保護法と「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における規則」がこれに該当するが、法令は、行政文書として保有してはならず、法に基づく開示請求の対象とならないため、不開示決定がなされる旨、③法令は「電子政府の総合窓口e-Gov「法令検索」」から検索することで閲覧等が可能である旨情報提供するとともに、④文書1ないし4について開示請求を維持する場合には、請求件数が3件となり、その開示請求手数料は900円となるから、不足分600円を追納するよう求めた上、同年6月12日の回答期限までに回答がない場合、納付済みの開示請求手数料300円を文書1及び2に係る開示請求に充当することとし、それ以外の請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備による不開示決定がなされると思われる旨も情報提供した。

(5) 上記(4)の回答期限までに異議申立人からの回答がなく、開示請求手数料の不足分の追納もなされなかったことから、処分庁は、平成27年7月6日付け法務省保総第248号をもって、文書1及び2に係る開示請求につき開示する決定(原処分①)を行うとともに、同日付け法務省秘公第14号をもって、文書3及び4に係る開示請求につき、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるとして不開示とする決定(原処分②)を行った。

(6) これに対し、異議申立人は、平成27年9月1日付け異議申立書をもって、上記1のとおり、原処分②のみならず、原処分①についても、取消しを求める異議申立てを行った。

3 原処分の妥当性について

異議申立人は、文書1及び2はもとより、文書3及び4についても、法施行令13条2項2号により文書1及び2と「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」であって、文書1及び2と併せて1件の行政文書として取り扱われるべきであるから、納付した開示請求手数料に不足はない旨主張するので、この点に関して、便宜上、まず文書1ないし3について検討し、次いで、文書4について検討することとする。

(1) 文書1ないし3について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 文書1は、更生保護法、売春防止法、更生保護法施行令及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」の諸規則の規定に基づいて行う社会内処遇に関する事務(保護観察、生活環境の調整、仮釈放等の事務)全体の取扱事務手続を定めているものであり、文書2は、文書1が定める事務の適正な運用を図るために、文書1を補足すべき必要事項を定めたものである。

具体的にこれらの事務に関与するのは、更生保護官署及び矯正施設であるため、文書1及び2は、いずれも更生保護官署及び矯正施設の長宛てに発出されている。

(イ) 文書3は、専ら更生保護法86条2項及び3項に定める更生緊急保護に関する事務の取扱いについて定めたものである。

更生保護法85条1項各号の対象者には訴追を必要としないため公訴を提起しない処分(不起訴処分)を受けた者も含まれるため、文書3の発出先は、文書1及び2と異なり、更生保護官署及び矯正施設の長のみならず、不起訴処分に関わる事務を所掌する検察庁宛てにも発出されている。

(ウ) また、文書3において、懲役等の刑の執行を終わった者等の身柄を釈放するときに行う教示は、文書1に定める様式を用いるのに対

し、不起訴処分の場合に身柄を釈放するときに行う検察官による教示は、事件事務規程に定める様式を用いることとされているなど、文書3は文書1を補足する内容とはなっていない。

イ 検討

(ア) 文書1及び2を見分したところ、文書1は、保護観察、生活環境の調整、仮釈放等の事務全体の取扱手続について規定したものであり、文書2は、当該事務の適正な運用を図るために更に必要な事項について規定したものであって、文書2は文書1を補足するものであるといえ、また、いずれも更生保護官署及び矯正施設の長を宛名として発出されていると認められる。

他方、文書3を見分したところ、文書3は、専ら更生保護法86条2項及び3項に定める更生緊急保護に関する事務の取扱いについて定めたものであり、更生緊急保護の対象者には、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分（不起訴処分）を受けた者も含まれるため、文書3の発出先には、文書1及び2の発出先に加え、検察庁も含まれていると認められる。

(イ) さらに、諮問庁は、懲役等の刑の執行を終わった者等の身柄を釈放するときに行う教示では、文書1に定める様式を用いることとされているのに対し、検察官が不起訴処分の場合に身柄を釈放するときに行う教示では、事件事務規程に定める様式を用いることとなっていると説明する。

(ウ) 以上を総合して、文書1ないし3に関し、行政文書としての件数について検討すると、処分庁が、そのうち文書1及び2については、「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当する1件の行政文書とする一方、文書3については、上記(ア)及び(イ)のとおり、関係する更生緊急保護の対象者の範囲や文書の発出先等が文書1及び2とは異なることなどに照らし、文書1及び2と「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当すると認めることはできないとして、これを文書1及び2とは別の行政文書とみなしたことは、法施行令13条2項2号の規定に鑑みて特段の問題があるとは認められない。

(エ) そうすると、異議申立人の納付済み開示請求手数料300円は、文書1及び2に係る開示請求の手数料に充てられた（上記2の経緯をみても、異議申立人がこれに異議を申し立てた形跡は見当たらない。）のであるから、異議申立人においては、文書3に係る開示請求の手数料を追納すべきであるところ、上記2(4)及び(5)のとおり、処分庁において、異議申立人に対し、開示請求手数料の不足分（文書4に係る開示請求分も含めて600円）の

追納につき、相当の期間を定めて補正を求めたものの、異議申立人から手数料の追納がなく、その補正がなされなかったと認められることから、文書3に係る開示請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるというほかはない。

(2) 文書4について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 本件において、開示請求書に記載された「更生緊急保護について規定している法令」について、処分庁においては、「更生保護法」及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」が該当すると考えたものの、当該開示請求書に記載された内容から、その請求の趣旨は、法令の制定又は改廃に関する決裁文書等の行政文書を求めているものではなく、制定後に改正が行われている場合等には、当該改正の内容を溶け込ませた全文が記載されたものの開示請求と解したものである。

(イ) 一般に、このような一部改正等の内容を溶け込ませた改正後の全文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などに掲載され、容易に入手することが可能であり、このような法令集等は、法2条2項の行政文書には該当せず、また、このような一部改正等の内容を溶け込ませた改正後の全文は必ずしも行政文書として作成しておらず、上記「更生保護法」及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」についても、いずれも制定後に一部改正が行われているものの、その内容を溶け込ませた全文は作成されていないことから、開示請求の対象となる行政文書は保有していないと回答したものである。

(ウ) なお、異議申立人は、「仮に該当する法令が法務省のウェブページに掲載されているとすれば、法2条2項本文所定の「電磁的記録」に該当し、開示請求の対象となる」旨の主張をしているが、法務省ホームページにおける当省が所管する法律・政令・省令の掲載方法は、「電子政府の総合窓口e-Gov」法令データ提供システムへのリンクによるものであるため、当該法令データの電磁的記録についても当省において保有していない。

イ 検討

(ア) 一般に法令は、公布の手續が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られており、また、法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、法2条2項の行政文書には該当せず、法の行政文書開示請求制度の対象とはならないものと解

すべきである。したがって、文書4については、同項の行政文書には該当しないのであるから、法務省における保有の有無にかかわらず、文書1及び2と（さらには、文書3とも）法施行令13条2項2号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」とみる余地はない。

(イ) そうすると、異議申立人が文書4に係る開示請求を維持する以上、その分の開示請求手数料を追納すべきであるところ、既に検討したとおり、処分庁において、異議申立人に対し、開示請求手数料の不足分（文書3に係る開示請求分も含めて600円）の追納につき、相当の期間を定めて補正を求めたものの、文書4に係る開示請求が維持されたままであるのに、異議申立人から手数料の追納がなく、その補正がなされなかったと認められることから、文書4に係る開示請求についても、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるというほかはない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に対し、文書1及び2を開示し、文書3及び4につき開示請求手数料未納という形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、文書3及び4については、形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件開示請求の対象となる文書）

- 文書1 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年4月23日付け法務省保観訓第261号大臣訓令）
- 文書2 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長・保護局長依命通達）
- 文書3 更生緊急保護に関する取扱いについて（平成20年5月29日付け法務省保観第443号刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達）
- 文書4 更生緊急保護について規定している法令